

平成 31 年度 内閣府税制改正要望



平成 30 年 8 月
内閣府



平成31年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ①

子ども・子育て支援の推進(新設2件、拡充・延長2件)

◆子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置(国税、地方税)

- ▶ 「経済財政運営と改革の基本方針(平成30年6月15日閣議決定)」において、3歳から5歳まで(0歳から2歳については住民税非課税世帯が対象)の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとされている。現行上、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの保護者に支給される子どものための教育・保育給付は全て非課税となっており、上記の幼児教育の無償化を進めるに当たり法改正を行う場合、併せて税制上の所要の措置(非課税措置及び差押禁止措置等)を講ずる。

◆子育て支援に係る税制上の措置の検討(国税、地方税)

- ▶ 子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律(平成24年法律第24号)による改正後の児童手当法に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

◆結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置(国税) ☆

- ▶ 直系尊属(贈与者)が、子・孫等(受贈者)名義の金融機関の口座等に、結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、受贈者ごとに一定額を非課税とする現行の特例措置の恒久化を行ったうえで、贈与者としておじ・おばを、受贈者として甥・姪を対象とするよう措置の拡充を行う。

◆企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長(地方税) ☆

- ▶ 企業主導型保育事業の更なる活用を含め、平成32年度までに約32万人分の保育の受け皿を整備することとしていることを踏まえ、平成29年4月1日～平成31年3月31日の期間に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等に限り、同事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準を減免する特例措置について、期限を2年間延長する。

地域経済活性化事業等支援政策の推進(延長1件)

◆地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長(地方税) ☆

- ▶ 地域経済活性化支援機構(REVIC)に係る法人事業税の資本割の課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法施行令で定める銀行の最低資本金の額(20億円)とする特例措置を延長する。



平成31年度 税制改正に関する 内閣府・主要望のポイント ②

地方創生の推進(新設1件、拡充・延長3件)

◆特区における清酒の製造免許に係る特例措置(国税)

- 地方創生に資する特定のプロジェクトの実施のため、特区内に清酒の製造場を増設することを可能とするための特例措置を講ずる。

◆地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の拡充・延長(国税、地方税)☆

- 地方創生応援税制(企業版ふるさと納税)の一層の活用促進を図るため、運用改善を実施するとともに、税額控除の特例措置の拡充・延長を図る。

◆地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充(国税、地方税)☆

- 東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、税制措置の拡充等を図る。

◆国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長(国税)☆

- 国家戦略特区において、国際経済活動の拠点の形成を図るとともに、立地する産業の国際競争力を向上させる民間都市開発を推進するため、課税の特例措置を延長する。

沖縄政策の推進(延長7件)

◆沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例(国税、地方税)☆

- 措置を2年間延長する。

◆沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例(国税、地方税)☆

- 措置を2年間延長する。

◆沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例(国税、地方税)☆

- 措置を2年間延長する。

◆沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例(国税、地方税)☆

- 措置を2年間延長する。

◆沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例(国税、地方税)☆

- 措置を2年間延長する。

◆沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例(国税、地方税)☆

- 措置を2年間延長する。

◆沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置(国税)☆

- 措置を2年間延長する。

平成 31 年度税制改正要望（目次）

1. 子ども・子育て支援の推進	P4
2. 地域経済活性化事業等支援政策の推進	P9
3. 地方創生の推進	P11
4. 沖縄政策の推進	P16
5. 公益活動の推進	P23
6. 防災政策の推進	P24

1. 子ども・子育て支援の推進

① 子ども・子育て支援における制度の見直しに伴う税制上の所要の措置

[新設]

<税目> (国 税) 所得税等
(地方税) 個人住民税等

概要

「経済財政運営と改革の基本方針（平成 30 年 6 月 15 日閣議決定）」において、3 歳から 5 歳まで（0 歳から 2 歳については住民税非課税世帯が対象）の子供たちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化することとされている。

現行上、幼稚園、保育所、認定こども園を利用する子どもの保護者に支給される子どものための教育・保育給付は全て非課税となっており、上記の幼児教育の無償化を進めるに当たり法改正を行う場合、併せて税制上の所要の措置（非課税措置及び差押禁止措置等）を講ずる。

要望内容

幼児教育を無償化するための保護者に対する支援について、法改正を前提に、税制上の所要の措置（非課税措置及び差押禁止措置等）を講ずる。

<文部科学省、厚生労働省と共同要望>

②子育て支援に係る税制上の措置の検討 [新設]

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

子育て支援に係る税制上の措置について、検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。

要望内容

子育て支援に係る税制上の措置について、児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号）による改正後の児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号）に規定する児童手当の支給並びに所得税並びに道府県民税及び市町村民税に係る扶養控除の廃止による影響を踏まえつつ、その在り方を含め検討を行い、その結果に基づき、必要な措置を講ずる。
（児童手当法の一部を改正する法律附則第 2 条第 1 項）

③ 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の拡充、恒久化
[拡充・恒久化]

＜税目＞（国 税）贈与税

概要

将来の経済的不安が若年層に結婚・出産を躊躇させる大きな原因の一つになっていることを踏まえ、両親や祖父母、おじ・おばの資産を早期に移転することを通じて、子や孫、甥・姪の結婚・出産・子育てを支援するものである。

要望内容

直系尊属（贈与者）が、子・孫等（受贈者）名義の金融機関の口座等に、信託を設定して結婚、妊娠・出産、子育てに必要な資金を拠出する際、この資金について、受贈者ごとに一定額を非課税とする現行の特例措置の恒久化を行ったうえで、贈与者としておじ・おばを、受贈者として甥・姪を対象とするよう措置の拡充を行う。

＜金融庁と共同要望＞

④ 企業主導型保育事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（地方税）固定資産税、事業所税、都市計画税

概要

「新しい経済政策パッケージ」（平成 29 年 12 月 8 日閣議決定）に基づき、平成 29 年 6 月に公表した「子育て安心プラン」を前倒しし、企業主導型保育事業の更なる活用を含め、平成 32 年度までに約 32 万人分の保育の受け皿を整備することとしていることを踏まえ、引き続き企業主導型保育事業の活用を促進するため、同事業に係る固定資産税等の課税標準の特例措置を延長する。

要望内容

平成 29 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日の期間に企業主導型保育事業の助成を受けた事業者等に限り、同事業の用に供する固定資産に係る固定資産税等の課税標準を減免する特例措置について、期限を 2 年間延長する。

⑤ 子育て支援に要する費用に係る税制措置の創設 [新設]

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

公費による支援のない認可外の保育所やベビーシッターの利用に要する費用の一部について、税額控除の対象とする税制上の措置を講ずることにより、認可保育所への入所を希望しながら、やむを得ずこうしたサービスを利用する方々の負担を軽減し、もって、若い世代が安心して結婚し子どもを産み育てやすい環境や女性が働きやすい環境の整備を目指す。

要望内容

仕事と家庭の両立を支援する観点から、0～2歳の子どもを持つ世帯において、認可保育所への入所の希望がかなわず、やむを得ず公費の支援のない認可外の保育所等を利用する場合に、その費用の一部を税額控除の対象とする税制上の措置を講ずる。

＜厚生労働省と共同要望＞（内閣府は従要望）

2. 地域経済活性化事業等支援政策の推進

① 地域経済活性化支援機構に係る資本割の特例措置の延長 [延長]

＜税目＞（地方税）事業税

概要

(株)地域経済活性化支援機構については、業務を遂行するために十分な財務基盤を有していることが必要であることから、法人事業税の資本割に係る課税標準となる「資本金等の額」を、銀行法施行令の最低資本金の額（20億円）とする特例が措置されている。

要望内容

引き続き、本特例措置の延長を要望するもの。なお、30年5月の機構法改正により、機構の業務完了期限が38年3月末まで延長されたことから、37年度までの延長を要望する。

＜金融庁と共同要望＞

②経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の拡充及び恒久化

[拡充・恒久化]

＜税目＞（国 税）所得税
（地方税）個人住民税

概要

中小事業者の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、平成31年3月末までの間、譲渡益を非課税とする特例が措置されたところ。

要望内容

中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、適用対象者を拡充のうえ、当該措置を恒久化すること。

＜金融庁、復興庁と共同要望＞（内閣府は従要望）

3. 地方創生の推進

① 特区における清酒の製造免許に係る特例措置 [新設]

<税目> (国 税) 酒税

概要

地方創生に資する特定のプロジェクトの実施のため、特区内に清酒の製造場を増設することを可能とするための特例措置を講ずる。

要望内容

清酒の製造免許を保有する者が、特区内において地方創生に資する特定のプロジェクトの実施のために清酒の製造場を増設する場合、製造免許の要件について特例措置を講ずる。

②地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の拡充・延長 [拡充・延長]

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

地方創生を推進し、企業から地方公共団体への寄附を安定的かつ継続的に確保するため、税制措置の拡充・延長等を図る。

要望内容

本制度の一層の活用促進を図るため、寄附払込時期の弾力化など徹底した運用改善を実施するとともに、税額控除の特例措置の5年間（平成36年度まで）の延長及び特定の寄附に係る税額控除割合の引き上げを図る。

＜内閣官房と共同要望＞

③地方における企業拠点の強化を促進する税制措置の拡充 [拡充]

＜税目＞（国 税）法人税、所得税
（地方税）法人住民税、事業税

概要

東京一極集中を是正し、企業の本社機能移転等の加速化を図るため、税制措置の拡充等を図る。

要望内容

東京一極集中是正の加速化に向けて、中枢中核都市において事務所等を整備する場合には、措置内容の拡充等を検討する。

④ 国家戦略特区における国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置の延長 [延長]

<税目> (国 税) 法人税、所得税、登録免許税

概要

国家戦略特区において、国際経済活動の拠点の形成を図るとともに、立地する産業の国際競争力を向上させる民間都市開発を推進するため、課税の特例措置を延長する。

要望内容

国家戦略民間都市再生事業に対する課税の特例措置（割増償却、登録免許税の軽減）を2年間延長する。

⑤都市再生緊急整備地域等に係る課税の特例措置の延長等 [延長・拡充]

＜税目＞（国 税）法人税、所得税、登録免許税
（地方税）不動産取得税、固定資産税、都市計画税

概要

都市再生緊急整備地域等において、国土交通大臣の認定を受けた大規模で優良な民間都市開発プロジェクト（認定民間都市再生事業）に係る特例措置の延長等を行う。

要望内容

認定民間都市再生事業に係る特例措置の2年間延長等を行う。

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

4. 沖縄政策の推進

① 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業所税

概要

沖縄の観光地形成促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の 15%（建物等は 8%）の税額控除等の特例措置を講ずる。

要望内容

適用期限（平成 31 年 3 月 31 日）を 2 年間延長するもの。

＜国土交通省、経済産業省と共同要望＞

② 沖縄の情報通信産業特別地区・地域における課税の特例 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税
（地方税）法人住民税、事業税、事業所税

概要

沖縄の情報通信産業特別地区において、専ら特定情報通信事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%の特別控除を講ずる。

また、情報通信産業振興地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の15%（建物等は8%）の税額控除等の特例措置を講ずる。

要望内容

適用期限（平成31年3月31日）を2年間延長するもの。

＜総務省、経済産業省と共同要望＞

③ 沖縄の産業高度化・事業革新促進地域における課税の特例 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税、所得税
（地方税）法人住民税、個人住民税、事業税、事業所税

概要

沖縄の産業高度化・事業革新促進地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の34%（建物等は20%）の特別償却又は15%（建物等は8%）の税額控除等の特例措置を講ずる。

要望内容

適用期限（平成31年3月31日）を2年間延長するもの。

＜経済産業省と共同要望＞

④ 沖縄の国際物流拠点産業集積地域における課税の特例 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税、所得税、関税

（地方税）法人住民税、個人住民税、事業税、事業所税

概要

沖縄の国際物流拠点産業集積地域において、専ら特定国際物流拠点産業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%の特別控除を講ずる。

また、地域において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の50%（建物等は25%）の特別償却又は15%（建物等は8%）の税額控除等の特例措置を講ずる。

要望内容

適用期限（平成31年3月31日）を2年間延長するもの。

＜経済産業省と共同要望＞

⑤ 沖縄の経済金融活性化特別地区における課税の特例 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税、所得税
（地方税）法人住民税、個人住民税、事業税

概要

沖縄の経済金融活性化特別地区において、主として特定経済金融活性化産業に属する事業を営むこと等の要件を満たすものとして認定を受けた法人は、設立後10年間、所得金額の40%相当額に特区内従業員数割合を乗じて計算した金額の特別控除を講ずる。

また、特区において、工業用機械等の取得等をした場合には、取得価額の50%（建物等は25%）の特別償却又は15%（建物等は8%）の税額控除の他、事業認定を取得し知事の指定を受けた中小企業者へ投資を行った個人に対するエンジェル税制等の特例措置を講ずる。

要望内容

適用期限（平成31年3月31日）を2年間延長するもの。

⑥ 沖縄の離島における旅館業用建物等の課税の特例 [延長]

＜税目＞（国 税）法人税、所得税
（地方税）法人住民税、個人住民税、事業税

概要

沖縄の離島地域において、旅館業用建物等の取得等をした場合には、取得価額の８％の特別償却等の特例措置を講ずる。

要望内容

適用期限（平成 31 年 3 月 31 日）を 2 年間延長するもの。

⑦ 沖縄県産酒類に係る酒税の軽減措置 [延長]

<税目> (国 税) 酒税

概要

沖縄県の本土復帰前から引き続いて酒類を製造していた製造場が、県内にある製造場で製造し、県内に出荷する酒類について酒税を軽減（軽減割合は泡盛 35%、ビール等 20%）する。

要望内容

適用期限（平成 31 年 5 月 14 日）を 2 年間延長するもの。

5. 公益活動の推進

① 特定の学資としての資金の貸付けに係る消費貸借契約書の印紙税の非課税措置の延長 [延長]

＜税目＞（国 税）印紙税

概要

奨学金を必要とする学生が公益法人等からの奨学金貸与を一層受けやすくする観点から、奨学金貸与事業に関する文書（借用証書等）の作成時に必要とされている印紙税を非課税とする。

要望内容

公益法人や学校法人等が奨学金事業を実施する場合には、独立行政法人日本学生支援機構と同様に、貸与者又は借受人が作成した文書（借用証書等）に係る印紙税について、非課税とするもの。平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの時限措置であるがこの延長を要望する。

＜文部科学省と共同要望＞（内閣府は従要望）

6. 防災政策の推進

- ① 防災・減災及び交通安全に資する道路の無電柱化の促進に係る課税標準の特例措置の拡充及び延長 [拡充・延長]
＜税目＞（地方税）固定資産税

概要

一般送配電事業者、電気通信事業者、有線放送事業者等が緊急輸送道路の防災上重要な道路や交通安全上の課題がある道路等で無電柱化を行う際に新たに取得した電線等に係る固定資産税の課税標準について、4年間2／3に軽減するもの。ただし、道路法第37条に基づき電柱の占用を禁止している道路の区域は1／2に軽減するもの。

要望内容

- （拡充）対象について、交通安全上の課題がある道路等（バリアフリー生活関連経路、通学路など）を追加
（延長）適用期間を3年間（平成31年4月1日～平成34年3月31日）延長

＜国土交通省と共同要望＞（内閣府は従要望）

②雨水貯留利用施設に係る割増償却制度の延長 [延長]

<税目> (国 税) 所得税、法人税

概要

下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 25 条の 2 に規定する浸水被害対策区域において、民間事業者が貯水容量 300m³ 以上の雨水貯留利用施設の取得等をした場合、5 年間普通償却限度額の 1 割を割増償却するもの。

要望内容

(延長) 適用期限を 2 年間（平成 31 年 4 月 1 日～平成 33 年 3 月 31 日）延長

<国土交通省と共同要望> (内閣府は従要望)

その他、

- ・平成 30 年 7 月豪雨による被害の状況等を踏まえた所要の措置の検討
 - ・被災住宅用地等に係る課税標準の特例措置の拡充
 - ・生産設備を含む事業用施設の耐震化の設備投資等を促進する国土強靱化税制（仮称）の創設
- を要望。